

令和7年12月1日
神戸市行財政局契約監理課

現場代理人・技術者との雇用関係を示す書類について（お知らせ）

令和7年12月1日をもって、「健康保険被保険者証」が使用できなくなることに伴い、工事請負契約締結の手続きにおいて求めている「現場代理人・技術者との雇用関係を示す書類」について、令和7年12月2日以降、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1. 変更日

令和7年12月2日以降に契約監理課に提出するものから

2. 雇用関係を示す書類として認めるもの

- ・監理技術者資格者証の写し
 - ・住民税特別徴収税額通知書の写し
 - ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ・上記による書類が提出できない場合は、上記に準ずる書類（個別相談）
- ※雇用関係に疑義がある場合は、追加の書類提出を求める場合があります。